

随意契約結果一覧

所属(課名)

建築開発課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会 の開催 の有無	備考
建築行政共用データ ベースシステム利用契 約	令和2年4月1日	一般財団法人建 築行政情報セン ター	2,459,875	2,459,875	(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約) 一般財団法人建築行政情報センターは、国から委託され建築行政共用 データベースシステムの開発・運用を行っていることから、建築基準法の改正 対応とシステム運用の双方に精通しており、競争入札に適さない契約である ため。	無	
松阪市開発許可システ ム運用保守業務委託	令和2年4月1日	富士通株式会社 三重支店	786,500	786,500	(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約) 松阪市開発許可システムは、本市が開発許可等の許認可業務を実施する 為に必要な事務作業を支援するシステムであり、三重県が運用している開発 許可システムを松阪市向けにカスタマイズし、令和2年度から運用を開始す るシステムである。本業務委託は、松阪市開発許可システムの安定的な運用 保守を目的とするものである。 松阪市開発許可システムのプログラムのうち、業務機能的な部分は概ね、 富士通株式会社が保有していたプログラムを三重県の仕様にカスタマイズさ れたものであり、それをさらに令和元年度に本市の仕様にカスタマイズして おり、カスタマイズした部分の著作権は三重県又は本市が有している。一方、 ヘルプ機能や認証管理機能等の共通機能部分、データベースの校正や関連付 けの管理機能部分は、富士通株式会社が保有していたプログラムをカスタ マイズせずに使用しており、その部分のプログラムの著作権は富士通株式 会社が保有し、本市は使用することができることとなっている。 松阪市開発許可システムの安定稼働のための運用保守業務には、障害時 の対応が必須であり、この障害対応のためにプログラムの是正措置を行うに は、富士通株式会社が著作権を有する部分のプログラム修正も行うことと なる。 このため、本システムの運用保守業務はプログラムの著作権を有する富士 通株式会社でしか行うことができないため。	無	

空家所有者等調査業務委託	令和2年5月12日	三重県行政書士会	1,500,000	1,500,000	(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約) 空家所有者や相続人の調査を委託するにあたり、行政書士は職務として他人の戸籍、住民票等を取得することができ、被調査者の相続人や親族についての事実証明書類の作成自体が職務独占として決定されていること、かつ本委託業務が必要となる所有者等調査は随時、発生するため、各行政書士にその都度委託するより、各行政書士が所属する団体である三重県行政書士会と総括的に契約を行った方が効率的である。 また、三重県行政書士会は、委託期間中、必要な員数や業務水準を安定的に確保できる唯一の機関であるため。	無	単価契約 予定総額 1,500,000円
松阪市指定道路等台帳整備補正業務委託	令和2年10月30日	株式会社パスコ 三重支店	2,373,800	2,035,000	(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号による随意契約) 指定道路台帳は、国土交通省の定めた書式であり、指定道路調書及び指定道路図で構成されているが、これらを作成する地理情報システムのプログラム、データ入力方式等は業者が独自に開発したもので互換性はなく、平成22年度以降、既に整備された情報をベースとして、追録・変更・削除等の作業を積み重ねることとなる。 「松阪市統合型GIS」は、平成13年度に(株)パスコが著作権を有するシステムを導入しており、(株)パスコ以外の業者が業務を実施する場合は、様々なリスク(他業者では地理情報システムを新規導入するか、既存のデータを一旦その業者が扱えるデータ形式に変換した上で作業をする必要がある。そして、(株)パスコのサポートを得て「松阪市統合型GIS」にセットアップする必要がある。)が生じることになり、また、多大な時間と経費(諸経費が業務ごとの比率となる。)がかかるなど、松阪市の負担が大きくなることが考えられるため。	無	